ストーカー規制法が改正されました!!



❶紛失防止タグの悪用



「紛失防止タグ※を使って位置情報を取得する行為」及び「紛失防止タグを取り付ける行為等」が規制対象行為に追加されます。（令和7年12月30日施行）

※タグと同様に位置情報を特定する機能を持つ機器（イヤホン等）も含む。

これらの行為は**警告・禁止命令等の対象**となります！

繰り返した場合、**検挙される**可能性があります！



❷職権警告の創設

改正前は、警察が加害者に警告するには被害者の申出が必須でしたが、改正後は必須ではなくなりますので、申出をためらう被害者にも寄り添った対応が可能になります。（令和7年12月30日施行）

❸被害者への援助

被害者に対する援助の主体に、地域住民に加え、**被害者の勤務先、学校**が追加されます。（令和7年12月30日施行）



勤務先・学校関係者の皆様は、被害者への援助に御協力をお願いします。

❹情報提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者に、**被害者に関する情報を提供**する行為は**禁止**されています。



改正後は、警察から**情報提供を行わない**よう**要請**等がなされることがあります。（令和8年3月10日施行）

情報提供をすることで、**ストーカー規制法違反の幇助犯等として検挙される**可能性もあります！



被害の申告
援助の申出

緊急時	その他
110番	警察相談専用電話 #9110 最寄りの警察署 都道県警察のホームページ一覧→

警察庁・都道府県警察